

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 1 常勤役員等については、報酬を支給する。
- 2 主たる業務は、三役会議(会長、副会長会議)における決済業務とする。
- 3 常務理事において、事務局の職を兼務する者には、別途支給しない。
- 4 監事において、決算監査業務において、報酬を支給する。
- 5 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1 報酬については、別表2に定める額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 報酬については、毎年度末とする。ただし、年度途中で退任した場合は、退任した月を含み、月割りした報酬を支払う。(役員期間が重複する場合は、いずれかの報酬額とする)
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名

義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額
日額 2千円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・会長 年額 24万円
- ・副会長 年額 12万円
- ・常務理事 月額 5万円
- ・監事 決算監査 日額 5千円